

日文研・横断シンポ「戦争・メディア・ジャンル」
2007年1月26日、於国際日本文化研究センター

「日中戦争期における重慶発ラジオ放送と日本の傍受活動」

川島 真(東京大学)

kawashima@waka.c.u-tokyo.ac.jp

はじめに

貴志俊彦・川島真・孫安石『戦争・ラジオ・記憶』(勉誠出版、2006年)

拙稿「帝国とラジオー満洲国において『政治を生活すること』」(『岩波講座「帝国」日本の学知 第四巻 メディアのなかの「帝国」』岩波書店、2006年)

●課題(1)音声資料の史料としての使用方法の検討

(2)リスナーの問題の検討

(3)傍受というもう一つのラジオ放送局のもつ意味の検討

●傍受に関する先行研究

山本武利「活用すべきアメリカの日本ラジオ活動の傍受記録ー第二次世界大戦期の東アジア・ラジオ関係資料」(〈特集 メディアとプロパガンダ〉『アジア遊学』54号、2003年8月)

山本武利「日本人のアメリカラジオ聴取」(同『ブラック・プロパガンダ』岩波書店、2002年所収)

田村紀雄「『ラジオ・トウキョウ』傍受と『地下新聞』の発行ー戦時、カナダ強制収容所内の発行グループ」(『コミュニケーション科学』17号、2002年)

田村紀雄「日系新聞研究ノート-15-日米開戦前後のラジオ・トウキョウと米国の傍受事情」(『東京経学会誌』160号、1989年3月)

北山節郎編『日系人強制収容所の日本放送傍受記録』(緑蔭書房、2005年)

●東アジア・ラジオメディア史研究では決して多くない研究

貴志俊彦「重慶国民政府による日本語プロパガンダ放送」(〈特集 メディアとプロパガンダ〉『アジア遊学』54号、2003年8月、後に前掲『戦争・ラジオ・記憶』に採録)が重慶などの日本語ラジオ放送の傍受活動に言及

●史料状況

[国内]

外務省情報部ラヂオ室(ラジオプレス前身)⇒ 外務省外交史料館

陸軍中央特種情報部 ⇒ 防衛庁防衛研究所戦史資料室(『受信月報』など)

内閣情報室 ⇒ 国立公文書館

[海外]

中国：中国第二歴史档案馆所蔵、中国国民党中央宣伝部

1940年4月以後の中央宣伝部国際宣伝処における傍受記録も含まれる

台湾：たとえば国史館所蔵の外交部の文書に、戦後の台湾独立運動を展開したVoice of Taiwanの傍受記録がある(1970-80年代)。

アメリカ：たとえばUnited States. Foreign Broadcast Intelligence Service[米国外国放送諜報局]：の文書がスタンフォード大学のフーバー研究所(アーカイブ)所蔵。中国共産党の延安放送の翻訳(1941-1945頃)、録音レコード、翻訳文書、中箱(1)、録音記録(1077)(一部ダビング済みのテープも利用可)とのこと。
また、NARA所蔵のOSS文書が含まれる。

1. 中国からの宣伝放送

▲前掲貴志俊彦「重慶国民政府による日本語プロパガンダ放送」

中国語＋日本語＋そのほかの諸語

1937年12月 南京陥落 ⇒ 1938年10月 武漢陥落 ⇒ 重慶へ

長谷川テル(緑川英子)：国民党中央宣伝部国際宣伝処対日科

多くの捕虜が関与するが、捕虜だけで放送されたわけではない。

朝鮮語・台湾語による放送 ⇒ 金若山、陳永華

(1944年に再編)

▲「南京の鶯」(1932年11月、日本語放送。女性アナウンサー：劉俊英)

「中国の緑の星」(長谷川照子、漢口・重慶時代)

2. 短波放送聴取の禁止と「傍聴」の価値

▲短波放送聴取の禁止

1936年3月17日 オールウェーブ受信機ノ取締ニ関スル件(逓信省事務局長通牒)

1939年11月11日 逓信省「無線通信機取締規則」

(日本放送協会編『放送五十年史』資料編、1977年、61-62頁)

⇒ 違反者は百円の罰金

⇒ 「こうした禁止令は、短波受信機やオールウェーブ受信機の一般家庭からの排除に極めて有効であった。しかし外国の放送を『故意に聴取』した場合には懲役、そして外国放送の内容を故意に流布した者は死刑に処すという1939年のドイツの禁止令に比べると、日本の罰則は軽かった。」(山本武利前掲書『ブラック・プロパガンダ』264頁) ⇒ つまりこっそり聞く心配があった

▲津川泉『JODK 消えたコールサイン』(白水社、1993年)によれば、1942年末、京城放送局の職員を中心に「朝鮮人」三百数十人が、VOAの朝鮮語放送を同局の受信機を利用して聴取した容疑で投獄された。その際には、上記の諸法ではなく、治安維持法が適用さ

れ、技術者の一人が最高二年の実刑判決を受けた、とのことである。

▲1945年9月18日、オールウェーブ解禁、それ以後の回顧

逓信院電波局・石川武三郎「全波・短波受信機の解禁に就いて」

…昭和十二年日支事変の発生を見、次いで昭和十六年今次戦争の開始されるに及んでは、防諜上の見地より、一層徹底的な取[本文では「収」]締が要請されるに至り、我が国に於ける全短波受信機は殆ど全面的に禁止されることとなったのである。即ち、全短波受信機の許可される範囲は、駐日外交官に対し、その本国における我が駐割外交官憲に対する相互主義により許可されるものの外は、僅かに外務省、情報局の如き、外国情報の関係官庁の施設するものに限られ、その他のものに就ては、軍関係のものは別として、官民を問はず一切禁止されてみた許りでなく、これが取締も特に厳重に励行され、殊に憲兵隊による違反者の摘発は峻厳を極め、違反者はその受信機を没収された上、仮借なき処断を受ける状況であった。(『無線と実験』1946年2月号)

⇒ 石川は日本は(南洋群島を除き)国内放送で短波を使っていないので、取り締まりは徹底できた、としている。

3. 傍受主体と統合、分析主体(図表参照)

▲傍受主体

▲情報統合主体

外務省情報部ラヂオ室(ラジオプレス前身)

陸軍中央特種情報部

内閣情報室

4. 傍受された内容／政策決定への影響

▲プロパガンダ

▲戦時下のコミュニケーション

(⇒下の一覧参照)

▲政策決定への影響は未知数。国民と、海外放送を聴くことのできる人間の間に大きな情報の乖離(確かに、隠れて聴くことは可能であったが)。

▲少なくとも、日本のプロパガンダに対する影響は決定的

▲自らの情報の真偽の区別がついている組織、担当者にとっては、重要なソース

▲しかし、あくまでもプロパガンダである以上、軍事、外交への直接的影響は限定的(ビーコン、そのほかの電波傍受は別の問題)

おわりに

やはり残るリスナーの問題

[日本の言論への反論]

●昭和14年4月1日／重慶日本語放送(一日)／内閣情報部四・五、情報第四号

日本の皆様はよく満洲で土匪や共匪に襲はれたと「ラヂオ」で聞き新聞で見るであらうが土匪とか云ふのは侵略者が自分に都合よく付けた名でその招待は三千万人の人民を代表し反侵略抗争を続けて居る東北義勇軍である。

●昭和14年6月2日／重慶日本語放送(二日)／内閣情報部六・六、情報第五号

日本側のデマ放送に就ては今更ら申上る迄もない事ですが昨日も英米に向って中央政府の要人が多数日本軍に逮捕されたと放送してゐたけれ共此等の人々は何れも皆元気で活躍中である…

●昭和14年10月26日／四川日本語放送(二十六日)／内閣情報部一〇・二七、情報第一号

東京からの報道に依ると国民新聞は国際的圧迫と国内経済の失敗から近く阿部内閣が崩壊すると発表して居る、之と同時に同盟中心は頻りに中ソ離間のデマ放送を行って居るが、之は前のニュースと関係があるから今日は之に就て御話しやう、

[日本人捕虜]

●昭和14年7月4日／重慶日本語放送(四日)／内閣情報部七・五、情報第一号

私は目下中国軍に捕虜の身の上ですが只今から日本の皆様へ少しく所感を披瀝したいと考へる、軍籍に身をおく私は今度の戦争に召集され出征したのであるが戦場の悲惨な光景を目撃して感慨無量なものがある幾千幾百の人命を殺傷し此の世からなる生地獄そのままの光景は涙なくしては目撃す事は出来ない…日本のジャーナリストは中国を野蛮無比の国であると暴戾な言葉を用ひてゐるが斯る日本側の宣伝こそ中国をして益々排日を叫ばしめ日本軍閥に対する憎悪の念を高潮せしめるものである、日本軍閥により起された今度の戦争により果して一般日本国民がどれ丈けの利益を得るであらうか否利益を得る者はただ軍閥財閥のみであつて国民は彼等の犠牲となり欺されたに過ぎない…

[メディア・イベント／記念行事]

●昭和14年5月9日／重慶日本語放送(九日)／内閣情報部五・一一、情報第二号

今より二四年前の五月九日は日本が二十一カ条要求の最後通牒を中国につぎつけた日である。之は日本帝国主義の中国に対する最初の圧迫であり、対支侵略の開始でもあるのである。…

●昭和14年7月7日／成都中央通信社新聞電報放送(七日)／内閣情報部七・一〇、情報第六号

重慶報 本日重慶は抗戦二周年記念日を迎えた、記念大会が午前七時に四ヶ所で同時に催された、戦没英雄纪念碑の起工式が午前九時に挙行された。…

[戦意発揚]

- 昭和14年5月16日／重慶日本語放送(十六日)／内閣情報部五・一八 情報第二号
中国人が如何に強い愛国の精神に生きてゐるかを物語るお話を御紹介申し上げます。それは昨年三月日本軍が山西省の台兒莊を攻撃した時の話です、…

[中国内部での政治的な正統性、共産党]

- 昭和13年11月22日／重慶UP新聞電報放送(二十二日)／内閣情報部一一・二六、情報第二号

UPは最近延安で開催された「中国共産党拡大第六次中蔽う委員会全国■■■」の浩瀚な「決議」文写を入手した。其の要旨を要約すれば…

- 昭和14年6月10日／重慶日本語放送(十日)／内閣情報部六・一三、情報第六号
今回中国政府は汪兆銘の逮捕令を出しましたが之は寧ろ当然すぎるほど当然のことでありまして彼は中国政府要人の重要な位置と職責をなげうって海外に逃避した者であり一度海外に逃げ去った後も自己の一挙一動が如何なる影響を及ぼすかを考へたならば謹慎しなくてはべきあるにも拘らずその言動は中国を害する項甚だしく…

[戦局報道、戦局分析]

- 昭和13年11月16日／成都支那中央通信社国際放送(十六日)／内閣情報部一一・一九、情報第四号

本日行政院は表面上日本軍は支那の九省を占領してゐるが実際に支配してゐるのは主要交通線と都市付近の狭い地方に過ぎないことを示す統計を発表した。これらの統計は所謂占領省たる…

- 昭和14年1月5日／貴陽支那語放送／内閣情報部一・一〇 情報第一号
「抗戦勝利」…日本ハ抗戦以来現金ノ海外流出ハ既ニ七、八億 ■ニ達シ現金ノ準備ハ欠乏スル一方戦費ハ公債ヲ以テ補フ故物価ハ日毎ニ騰貴ヲ示シツツアリ…

- 昭和14年5月3日／重慶U・P新聞電報放送(三日)／内閣情報部五・六 情報第三号
本日焰を交えた濠々たる黒煙が重慶市を蔽ひ、数百の消防隊と挑発された苦力達は一月中旬以来最初の朱と空襲に因る大火を阻止せんと努力した。オブザーヴァーによれば日本機四十五機がこの空襲に参加したが、僅かに二十二機がどうにか重慶へ達し得られ、残余は下流で支那側に阻止されたと云はれる。支那側は日本爆撃機三機を撃墜したと見てゐるが、UP記者も其の一台と二名の日本人が落下傘で降りるのを目撃した。しかし…

- 昭和14年10月2日／雲南日本語放送(二日)／内閣情報部一〇・三、情報第一号
日本軍は今回の長沙後略戦に当って盛んに毒瓦斯を使って長沙の奪取に夢中になって居りますが中国軍の奮戦によって苦戦を続け…

[政府公報]

国民政府命令なども放送

[戦時動員体制]

- 昭和13年1月18日／貴陽支那語放送(十八日)／内閣情報部一・二三、情報第一号
教育講座:「抗戦期中ニ於ケル国民ノ服装改良問題」
- 昭和14年4月28日／重慶露語放送(四月二十八日)／内閣情報部五・三 情報第一号
蒋介石夫人の特別放送「若き中国民の為の社会事業」
蒋介石夫人は重慶の「子供の家」にあって中国児童の為にその社会運動を指導しつつあるが、特に中国児童を代表してソ連の社会事業闘士へ挨拶を送ると共にソ連少年社会主義教育に学ぶ処大なる旨感謝して此の放送原稿をなしたのである・・・
- 昭和14年7月9日／重慶日本語放送(九日)／内閣情報部七・一七、情報第一号
反侵略座談会:日本代表、朝鮮代表、台湾代表
- 昭和14年7月12日／重慶露語放送(十二日)／内閣情報部七・一四、情報第五号
論説「日本の侵略への武力抗争に於ける中国少年及び少女団の役割に就て」
- 昭和14年8月2日／重慶露語放送(二日)／内閣情報部八・五、情報第二号
論説「蒋介石夫人の社会事業に就て」

[ラジオドラマ]

- 昭和14年6月18日／重慶日本語放送(十八日)／内閣情報部六・二七、情報第四号
ラジオドラマ(日本兵士の投降)
野村「中国のチャンチャン坊主は大砲の音で腰を抜して逃げると聞いたが、来て見ると馬鹿に強い。エチオピアとはダンチだ」
有田「欲しいものは何でも直ぐ貰へると聞いたが」
野村「日本軍の宣伝だよ！」

■質疑応答

- Q. ラジオはマスメディアであるかどうかというのはどういうことか。
⇒ラジオは登録制。高価でもあったので、最初からマスメディアであったとは言い切れない、ということ。次第にマスメディア化した可能性。
- Q. 放送の送り手について。国民党と共産党の関係。
⇒当初は郭沫若も国民党とともにあったがやがて分かれる。だが国民党が共産党を否定することはない。
⇒(貴志先生補足)日本人捕虜が当初番組を作成しているが、やがて共産分子が含まれて

いるということで日本人は隔離され、国民党が主導権を握ってから、日本人を戻した。

Q. 日本が戦争を遂行するだけの財政を有していないという宣伝について、そのリソースは？

⇒ 外国のニュース、外交官。

Q. 真空管ラジオであったのか？ 鉱石ラジオではないか。

⇒(貴志先生補足)真空管ラジオは高価であり、上海や香港で外資系企業が作っていた。この地域を日本が占領してからは、鉱石ラジオになる。日本は占領地での鉱石ラジオの使用禁止。

Q. ラジオを聴けるようにするための教育はどうなっていたか。

⇒電化教育がおこなわれた。

Q. 周波数の割り当てはどのようになっていたか。

⇒(孫先生回答)

Q. ラジオは長波か？ 短波か？

⇒(やや間違えてしまったが)中波と短波。国内で聞いているのは中波。海外で聞いているのが短波ということに。

Q. ラジオの普及の単位に関心をもった。活字メディアと比べて、ラジオは情報を複数で受け取るということであろう。それは家庭が聞き手の単位として想定されたか。

⇒「否」。家庭も単位であっただろうが、そういうことではない。隣組、学校、レストラン、工場、さまざまな場があった。

⇒(貴志先生補足)アメリカではラジオの出現と「ファミリー」の強化が密接に関連するがアジアでは異なる。

Q. 当時は、蒋介石政権、汪政権、共産党の三つの中国があったわけだが、こうしたラジオと中国の形成はいかにかわるか。

⇒20世紀初頭からの中国の形成。この時期には、中国という枠は否定されない。農村部では国名はいえなくても、中国人は否定されないだろう。ラジオ番組でナショナリスティックな言論があったので、それで民族意識が強調された面は否定できない。また、汪政権と蔣政権の放送では、三民主義、大亜細亜主義の解釈などをめぐって争った。

Q. ラジオの技術はどのようになっていたか。

⇒(貴志先生、孫先生回答)

⇒満洲では電電が廉価で標準化。技術者が「ラジオ屋」として修理を担う。街の電気屋さんには修理しない。

Q. 脚本について

⇒脚本史料は決して多くない。

⇒文芸的に評価される可能性も有る。ラジオがらみの雑誌がある。

⇒(貴志先生説明)日本人捕虜のラジオドラマであれば、鹿地亘の文書が立命館にあるので、そこに含まれている。

